



<安心生活創造事業 – ことひら 2010 –>

原則①基盤支援を必要とする人々と そのニーズを把握する

I 社会福祉協議会、民生委員によるニーズ把握の実施。

- ①基礎資料(高齢者)を基に訪問員による訪問調査
- ②マップ作成…民生委員と福祉委員、社協担当等
訪問員による訪問調査
- ③専門職による連絡会

II 継続的情報の把握

- ①事業実施についての周知、広報活動
- ②各種相談窓口との連携

原則②基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる

- ・福祉委員を中心とした「互助」活動(支えあい、おすそ分け)の活性化を図る。(見守りを含む)
- 各相談窓口との連携により、従来とは違うニーズへの対応への取り組みを協議する。
- サービス提供体制の開発

これまで社協が提供してきた生活支援事業に加え、新たに町内商店、商工会等と基盤サービスの提供体制づくりに取り組む。

- ・移動販売、共同御用聞き等
- ・社協、NPO等による生活支援サービスの提供

原則③安定的な地域の自主財源確保に取り組む

- 1、公費財源についてはスクラップアンドビルドの視点等により確保に取り組む。
 - 2、積極的に財源として地域特産品を活用した収益事業への取り組みを進める
 - 3、本事業の趣旨に対し住民の理解と協力を求め、遺贈・寄付として財源とする事の再確認と成年後見制度活用支援のしくみを整備する。
- 継続性を確保する意味では担い手養成が重要である。これまでの福祉教育の強化が必要(寄付文化)

安心生活創造事業琴平町推進体制(案)

琴平町
福祉課
地域包括支援センター

健康増進課

農政課・観光商工課・水道課・税務課

住民サービス課・人権同和課・教育委員会

アドバイザー

連携

琴平町社会
福祉協議会

民・児協議会・

自治会連合会・

観光協会・商工会

・農協・医療機関

・学校・

福祉施設 消防

防・警察
協力

安心生活創造事業推進
連絡会議